

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して水道事業を支援し、もって札幌市及び道内の水道事業の合理的な運営と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水道事業に係る調査研究及び普及宣伝に関する事業
- (2) 水道技術者等の養成に必要な教育及び指導訓練に関する事業
- (3) 簡易専用水道に係る検査に関する事業
- (4) 公共団体又は公共的団体から委託を受けて行う水道に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 この法人の基本財産の額は、10,000,000円とする。

3 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行い、その方法は理事会の決議で定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第10条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者

の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、出席報酬として評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。ただし、札幌市職員である評議員には報酬等を支給しない。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催する。

2 前項のほか、毎年度 3 月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した評議員から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を専務理事とすることができる。また、理事長及び専務理事以外の理事のうち、2 名以内を常勤理事とすることができる。

3 前項の理事長及び専務理事を一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち 2 名以内を一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 理事又は監事としてふさわしくない非行があったとき。

（役員の報酬等）

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等と

して支給する。ただし、札幌市職員である理事及び監事には支給しない。

(役員のパ償責任)

第 29 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除又は限定)

第 30 条 この法人は、役員的一般法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度額とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により定める。

第 11 章 補則

(補則)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は谷口芳憲とする。
(平成 24 年 3 月 21 日 移行認可)

附 則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の題名を「一般財団法人札幌市水道サービス協会定款」から「一般財団法人さっぽろ水道サービス協会定款」に変更する。

附 則

この定款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。